

「男女共同参画に関する県民意識調査」及び 「男女間における暴力等に関する調査」の実施について

1 調査の目的

「山口県男女共同参画基本計画」及び「山口県配偶者暴力等対策基本計画」の改定（令和 7 年度予定）に反映させるとともに、今後の施策展開に向けた基礎資料とするため実施するもの。（前回は令和元年度実施）

※山口県男女共同参画基本計画（令和 3 年度～令和 7 年度の 5 年間）

→男女共同参画社会基本法第 14 条により策定が義務付け

※山口県配偶者暴力等対策基本計画（令和 3 年度～令和 7 年度の 5 年間）

→配偶者暴力防止法第 2 条の 3 により策定が義務付け

＜部門別計画の統合について＞

「山口県男女共同参画基本計画」は、女性活躍推進法に基づく都道府県推進計画としても位置付けているが、令和 7 年度の計画期間満了による改定にあたっては、以下の 2 つの部門別計画も統合して策定する方向。

これにより、配偶者暴力防止法や女性支援新法に基づく都道府県基本計画も一体的に策定することとなる。

○山口県配偶者暴力等対策基本計画（配偶者暴力防止法）

→内閣府が示す基本方針の改正（R5. 9）により、都道府県基本計画について、他の計画と一体で策定することが可能とされた。

○山口県困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画（女性支援新法）

→策定時、議会等に説明済み

2 調査概要

（1）調査対象

山口県内に居住する満 18 歳以上の男女各 1,500 人 計 3,000 人（調査 2 種 計 6,000 人）

（2）抽出方法

住民基本台帳に基づく無作為抽出（市町別、年齢階層別に人口比による割当）

(3) 調査時期

令和6年9月（3週間程度予定）

(4) 調査方法

書面を郵送しての無記名アンケート調査

(5) その他（調査項目の追加）

次期基本計画の改定を見据え、「女性支援新法」、「LGBT理解増進法」及び「AV出演被害防止・救済法」の成立など、新たな課題を踏まえた調査項目とすることが必要である。

3 調査及び計画改定のスケジュール概要（予定）

年 月	項 目
R6. 6	各市町へ調査対象者の抽出依頼
R6. 7	男女共同参画審議会（調査項目協議）
R6. 9	調査実施
R6. 12 下旬	調査集計完了→分析開始
R7. 3	調査結果報告書の公表
R7. 5	計画骨子案作成
R7. 7	男女共同参画審議会（調査結果報告、骨子案審議）
R7. 11	男女共同参画審議会において素案報告
R7. 12	県議会環境福祉委員会（素案報告） パブコメ
R8. 2	二役レク（最終案） 男女共同参画審議会（答申）
R8. 3	県議会環境福祉委員会（最終案報告） →改定・公表

4 「男女共同参画に関する県民意識調査」調査内容

(1) 設問設定の基本的な考え方

- ① 前回調査の内容をベースに、過去の調査との時系列的比較・分析や、全国調査との比較ができるよう考慮する。

（比較対象調査）

- ・（県） 令和元年度「男女共同参画に関する県民意識調査」
 - ・（内閣府）令和4年度「男女共同参画社会に関する世論調査」
- ※定期的（2～3年周期）に実施

- ②「山口県男女共同参画基本計画（令和7年度末改定予定）」への反映を考慮する。
近年の新たなトピック（LGBT理解増進法やコロナ禍を契機とした新しい働き方

の普及等）への対応。

- ③ 調査対象者の負担軽減による回収率の維持や経費節減のため、必要な項目以外は削除する等、全体設問数はできるだけ増やさないように配慮。

(2) 男女共同参画に関する県民意識調査 項目案

項 目	設問数	内 容
回答者の属性	7⇒6	性別、年齢、婚姻歴、居住地、仕事、子どもの有無
男女の地位の平等感	2	男女の地位の平等感、平等になるために重要なこと
男女の生き方	3	「男は仕事、女は家庭」という考え方等
女性の政策・方針決定の場への参画	4	審議会等行政への女性の参画、方針決定の過程に女性の参画が少ない理由
女性と仕事	2⇒3	女性が仕事を持つこと、就業希望
仕事と家庭・地域活動等の両立	4⇒3	男性が家事・子育て・介護・地域活動等に参加するために必要なこと等
新性の多様性	4	性自認等の悩み、パートナーシップ宣誓制度の周知度
男女共同参画に関する用語の周知度	1	用語の周知度
行政への要望	2	望む取組、意見・要望
計	22	※回答者の属性（設問数6）を除く

※前回（R1）は18問、前々回（H26）は20問。内閣府男女共同参画局（R4）は17問。

(3) 前回調査からの主な変更（協議事項） 別表のとおり

5 「男女間における暴力等に関する調査」調査内容

(1) 設問設定の基本的な考え方

- ①男女間の暴力に関する意識、被害の経験の態様などについて、県がこれまでに実施した調査及び国が近年に実施した全国調査と比較できるよう考慮する。

（比較対象調査）

- ・（県） 令和元年度「男女間における暴力に関する調査」
 - ・（内閣府）令和5年度「男女間における暴力に関する調査」
- ※定期的（3年周期）に実施

- ②男女共同参画基本計画の目標指標や「困難女性基本計画」（令和5年度策定）への活用等の観点を踏まえた調査とする。

（目標指標）

- ・夫婦間暴力と認識される行為の程度
- ・男女共同参画相談センターや性暴力相談ダイヤルの認知度
- ・DV被害や性暴力被害の相談ができない割合

(2) 男女間における暴力等に関する調査 項目案

項 目	設問数	内 容
回答者の属性	4	性別、年齢、婚姻歴、子どもの有無
配偶者からの暴力	1 1	法・相談窓口の周知度、夫婦間の暴力と認識される行為、被害経験の有無、相談状況等
交際相手からの暴力	7	交際相手から受けた暴力行為、相談状況
拡 性暴力	7 ⇒ 9	被害経験の有無、時期、相談状況、相談窓口の周知度、 <u>AV出演被害等</u>
男女間の暴力	2	ストーカー被害、男女間の暴力の防止
新 困難な女性への支援	4	法・相談窓口の周知度、相談状況等
ご意見欄	1	自由意見を記載
計	3 4	※回答者の属性（設問数 4）を除く

※前回（R1）は 28 問、前々回は 31 問。内閣府（R5）は 38 問。

困難女性関係を追加したため、調査名を「男女間における暴力等に関する調査」に変更

(3) 前回調査からの主な変更（協議事項）
別表のとおり

(案)

㊫ 男女共同参画に関する県民意識調査

令和6年9月
山 口 県

調査ご協力のお願い

山口県では、「山口県男女共同参画推進条例」や「山口県男女共同参画基本計画」に基づき、性別にかかわらず、県民の皆さん一人ひとりが個性と能力を十分に発揮し、共に責任を分かち合うことのできる男女共同参画社会の実現を目指し、様々な取組を進めているところです。

この取組を一層推進するため、5年ごとに、県民の皆様のご意見やご要望をお聞きする調査を実施しています。

この調査は、県内にお住まいの18歳以上の方々の中から、無作為に抽出し、選ばせていただきました男女各1,500名の方をお願いするものです。

ご回答いただいた内容は、行政上の基礎資料として活用させていただくことを目的としており、この目的以外に使用することはありません。また、あなたの名前や回答の内容が外部に漏れることは一切ありません。

お忙しいところ、誠に恐縮ですが、調査の趣旨をご理解いただき、何とぞご協力くださいますようお願い申し上げます。

【ご記入に当たってのお願い】

- 1 調査の対象となる方は、調査票を郵送させていただいた宛名の方になります。
必ず、ご本人様がお答えくださいますようお願いします。
- 2 お答えは設問ごとに（○はひとつだけ）、（○はいくつでも）など、それぞれ指定されていますので、ご注意ください。○印は番号を囲んでください。
- 3 「その他」の場合には、その番号を○で囲むとともに（ ）内に具体的にご記入ください。
- 4 ご記入いただいた調査票は、同封の返信用封筒（切手不要）に入れて、
月 日（ ）までに投函してください。

※調査票及び返信用封筒にお名前を記入される必要はありません。

調査についてご不明な点やご質問がありましたら、以下にお問い合わせください。

山口県環境生活部 男女共同参画課
〒753-8501 山口市滝町1-1
電 話：083-933-2630
FAX：083-933-2639
メール：a12800@pref.yamaguchi.lg.jp

あなたご自身のことについておたずねします。

F1 あなたの戸籍上の性別は（○はひとつだけ）

1 男性 2 女性

F2 あなたの年齢は（○はひとつだけ）

- | | | |
|----------|-----------|-----------|
| 1 18～19歳 | 6 40～44歳 | 11 65～69歳 |
| 2 20～24歳 | 7 45～49歳 | 12 70～74歳 |
| 3 25～29歳 | 8 50～54歳 | 13 75歳以上 |
| 4 30～34歳 | 9 55～59歳 | |
| 5 35～39歳 | 10 60～64歳 | |

F3 あなたのお住まいは（○はひとつだけ）

- | | | | |
|-------|--------|-----------|---------|
| 1 下関市 | 6 下松市 | 11 美祢市 | 16 上関町 |
| 2 宇部市 | 7 岩国市 | 12 周南市 | 17 田布施町 |
| 3 山口市 | 8 光市 | 13 山陽小野田市 | 18 平生町 |
| 4 萩市 | 9 長門市 | 14 周防大島町 | 19 阿武町 |
| 5 防府市 | 10 柳井市 | 15 和木町 | |

F4 あなたは結婚していますか。（○はひとつだけ）

- 1 結婚している（事実婚や別居を含む） 2 離別または死別 3 未婚

F5 あなたのお仕事を教えてください。

2つ以上お仕事をおもちの方は、主なものを1から8の中でひとつお答えください。

- | | | | |
|-----|-------------|----|-------------------------------|
| 勤め人 | 1 常勤 | 無職 | 5 主婦・主夫 |
| | 2 パートタイマーなど | | 6 学生 |
| 自営業 | 3 農林漁業 | | 7 その他の無職 |
| | 4 商工サービス業など | | 8 その他（ ） |

F6 あなたにはお子さんがおられますか。（別居、独立したお子さんも含む）

- 1 いる 2 いない

男女の地位の平等についておたずねします。

問1 あなたは、次のような各分野で男女の地位は平等になっていると思いますか。
アからクまでの各項目について、1から6の中であなたの気持ちに最も近いものを選んでください。

	男性の方が非常に優遇されている	どちらかといえば男性の方が優遇されている	平等である	どちらかといえば女性の方が優遇されている	女性の方が非常に優遇されている	わからない
○はアからクまでそれぞれひとつずつ						
ア 家庭生活の中で	1	2	3	4	5	6
イ 就職の機会や職場の中で	1	2	3	4	5	6
ウ 学校教育の中で	1	2	3	4	5	6
エ 地域活動の中で	1	2	3	4	5	6
オ 政治活動の中で	1	2	3	4	5	6
カ 法律や制度の面で	1	2	3	4	5	6
キ 社会通念・習慣・しきたりなどで	1	2	3	4	5	6
ク 社会全体として	1	2	3	4	5	6

問2 今後、男女が社会のあらゆる分野でもっと平等になるためには、何が重要だと思いますか。(○はいくつでも)

- 1 女性を取り巻く様々な偏見や、固定的な社会通念・慣習・しきたりを改めること
- 2 法律や制度の面での見直しを行い、女性差別につながるものを改めること
- 3 女性自身が経済力をつけたり、知識・技術を習得するなど、積極的に力の向上を図ること
- 4 女性の就業、社会参加を支援する施設やサービスの充実を図ること
- 5 行政や企業などの重要な役職に一定の割合で女性を登用する制度を採用・充実すること
- 6 子どもの時から家庭や学校で男女の平等について教えること
- 7 その他 ()
- 8 わからない

男女の生き方についておたずねします。

問3 「男は仕事、女は家庭」という考え方がありますが、あなたはどのように思いますか。
(○はひとつだけ)

- | | |
|-------------------|--------------|
| 1 賛成 →問4へ | 4 反対 →問5へ |
| 2 どちらかといえば賛成 →問4へ | 5 わからない →問6へ |
| 3 どちらかといえば反対 →問5へ | |

問4 問3で「1 賛成」「2 どちらかといえば賛成」と答えた方にお聞きします。なぜそう思いましたか。(○はいくつでも)

- 1 日本の伝統的な家族の在り方だと思うから
- 2 自分の両親も役割分担をしていたから
- 3 男性が外で働いた方が、多くの収入を得られると思うから
- 4 女性が家庭を守った方が、子供の成長などにとって良いと思うから
- 5 家事・育児・介護と両立しながら、女性が働き続けることは大変だと思うから
- 6 その他 ()

問5 問3で「3 どちらかといえば反対」「4 反対」と答えた方にお聞きします。なぜそう思いましたか。(○はいくつでも)

- 1 男女平等に反すると思うから
- 2 自分の両親も外で働いていたから
- 3 男性も女性も働いた方が、多くの収入を得られると思うから
- 4 女性が働いて能力を発揮した方が、個人や社会にとって良いと思うから
- 5 家事・育児・介護と両立しながら、女性が働き続けることは可能だと思うから
- 6 固定的な男性と女性の役割分担の意識を押しつけるべきではないから
- 7 その他 ()

女性の活躍についておたずねします。

問6 社会の中で意思決定の場に女性の参画が少ない理由は何だと思われますか。
(○はいくつでも)

- 1 家庭、職場、地域における性別役割分担、性差別の意識
- 2 男性優位の組織運営
- 3 家庭の支援・協力が得られない
- 4 女性の能力開発の機会が不十分
- 5 女性の活動を支援する仕組みの不足
- 6 女性側の積極性が十分でない
- 7 女性の参画を積極的に進めようと意識している人が少ない
- 8 その他 ()
- 9 わからない

問7 女性が活躍できる仕事・職場環境にするために何が必要と思いますか。

(○はいくつでも)

- 1 経営者が女性の活躍の促進に積極的であること
- 2 職場の上司・同僚が、女性が働くことに理解があること
- 3 育児・介護との両立について職場の支援制度が整っていること
- 4 長時間労働の必要がないこと
- 5 年次有給休暇の取得のしやすさや勤務時間が柔軟であること
- 6 時間や場所にとらわれない働き方ができること
- 7 パート、アルバイト等から正社員へ登用すること
- 8 身近に相談できて目標になる女性がいること
- 9 性別に関係なく仕事が適正に評価されること
- 10 仕事にやりがいがあること
- 11 その他 ()

問8 女性の活躍が進むためには、家族や社会等でどのような環境整備が必要と思いますか。

(○はいくつでも)

- 1 夫の積極的な家事・育児・介護への参加
- 2 夫以外の家族・地域による家事・育児・介護への参加
- 3 保育施設等の育児サービスの充実
- 4 福祉施設等の介護サービスの充実
- 5 利用しやすい(育児・介護以外の)家事サービスがあること
- 6 スキルアップに向けた研修や職業相談等の再就職しやすい環境が整っていること
- 7 起業を希望する際に資金調達やノウハウが取得しやすい環境が整っていること
- 8 総合的な相談窓口が整備、充実していること
- 9 その他 ()

問9 あなたは、今後どのような分野で女性の参画が進むべきだと思いますか。

(○はいくつでも)

- 1 閣僚(国務大臣)、都道府県知事、市町村の首長
- 2 国、県や市町村議会の議員
- 3 国、地方公共団体の審議会等委員
- 4 国、地方公共団体の管理職
- 5 企業の管理職
- 6 企業の技術者・研究者
- 7 起業家
- 8 学校の校長や教頭
- 9 農協、漁協等の農林水産団体の役員
- 10 自治会、ボランティア、PTAなどの役員
- 11 その他 ()
- 12 わからない

女性と仕事についておたずねします。

問 1 0 一般的に女性が職業をもつことについて、あなたはどのように思いますか。
(○はひとつだけ)

- 1 女性は職業をもたない方がよい
- 2 結婚するまでは職業をもつ方がよい
- 3 子どもができるまでは、職業をもつ方がよい
- 4 子どもができて、ずっと仕事を続ける方がよい
- 5 子どもができたら仕事をやめ、大きくなったら再び仕事をもつ方がよい
- 6 その他 ()
- 7 わからない

現在就業していない女性の方だけにおたずねします。

問 1 1 今後就業するとしたら、どのような働き方を希望しますか。(○はひとつだけ)

- | | |
|---------------|-----------|
| 1 正社員でフルタイム勤務 | 6 自由業 |
| 2 正社員で短時間勤務 | 7 その他 () |
| 3 パート、アルバイト | 8 就業したくない |
| 4 派遣社員 | 9 わからない |
| 5 経営者・使用者 | |

過去に就業経験があり、現在就業していない女性の方だけにおたずねします。

問 1 2 離職した時、再び仕事を始めたいと思っていましたか。(○はひとつだけ)

- 1 すぐにでも仕事を始めたいと思っていた
- 2 時期がきたら(子どもがある程度の年齢になる等)仕事を始めたいと思っていた
- 3 時期は決めていないが、いずれ仕事を始めたいと思っていた
- 4 再び仕事をするつもりはなかった
- 5 わからない

仕事と家庭・地域活動の両立についておたずねします。

問 1 3 仕事と家庭生活または自治会やボランティアなどの地域活動とのバランスについて、1 から 6 の中であなたの「理想」に最も近いものをひとつ選んでください。
また、「現実」に最も近いものをひとつ選んでください。

	家庭生活または地域活動よりも、仕事に専念する	家庭生活または地域活動よりも、仕事を優先させる	家庭生活または地域活動と仕事を同じように両立させる	仕事よりも、家庭生活または地域活動を優先させる	仕事よりも、家庭生活または地域活動に専念する	わからない
ア 理想	1	2	3	4	5	6
イ 現実	1	2	3	4	5	6

問 1 4 今後、男性が女性とともに家事、子育て、介護、地域活動に積極的に参加していくためには、どのようなことが必要だと思いますか。(○はいくつでも)

- 1 男性が家事などに参加することに対する男性自身の抵抗感をなくすこと
- 2 男性が家事などに参加することに対する女性の抵抗感をなくすこと
- 3 夫婦や家族間でのコミュニケーションをよく図ること
- 4 周囲の人が、夫婦の役割分担等についての当事者の考え方を尊重すること
- 5 社会の中で、男性による家事などについても、その評価を高めること
- 6 男性による家事や子育てなどについて、職場における上司や周囲の理解を進めること
- 7 労働時間の短縮や休暇制度、テレワークなどを利用した多様な働き方を普及することで仕事以外の時間をより多く持てるようにすること
- 8 男性が家事などに感心を高めるよう啓発や情報提供を行うこと
- 9 国や地方公共団体などの研修等により、男性の家事や子育て、介護等の技能を高めること
- 10 男性が子育てや介護、地域活動を行うための、仲間（ネットワーク）作りを進めること
- 11 男性が相談しやすい窓口を設けること
- 12 その他 ()
- 13 特に必要なことはない

問 1 5 自治会長やPTA会長など、女性が地域活動のリーダーになるためには、どのようなことが必要だと思いますか。(〇はいくつでも)

- 1 女性が地域活動のリーダーになることに対する女性自身の抵抗感をなくすこと
- 2 女性が地域活動のリーダーになることに対する男性の抵抗感をなくすこと
- 3 社会の中で、女性が地域活動のリーダーになることについて、その評価を高めること
- 4 女性が地域活動のリーダーになることについて、啓発や情報提供・研修を行うこと
- 5 女性が地域活動のリーダーに一定の割合でなるような取組を進めること
- 6 その他 ()
- 7 特に必要なことはない
- 8 わからない

性の多様性についておたずねします。

問 1 6 「好きになる相手、性的対象が誰であるか」、「自分の性別をどう認識するか」など、性のあり方は多様であり、一人ひとり違います。
あなたは、今まで自分の性別に悩んだことはありますか。(〇はひとつだけ)

- 1 ある
- 2 ない

問 1 7 性の多様性に関する悩みについて相談できる機関のうち、知っているものはどれですか。
(〇はいくつでも)

- 1 山口県男女共同参画相談センター
- 2 こころの健康相談 (山口県精神保健福祉センター)
- 3 みんなの人権110番 (法務省)
- 4 山口労働局総合労働相談コーナー
- 5 よりそいホットライン ((一社) 社会的包摂サポートセンター)
- 6 L G B T s 電話相談 (山口県弁護士会)
- 7 にじちよるカフェ (レインボー山口)
- 8 相談窓口として知っているところはない
- 9 その他 ()

問 1 8 令和5年に、L G B T理解増進法が施行され、性の多様性に関する理解増進施策として全国の多くの自治体が「パートナーシップ宣誓制度」に取り組まれています、この制度を知っていますか。(〇はひとつだけ)

- 1 言葉も内容も知っている
- 2 聞いたことはあるが、内容は知らない
- 3 知らない

問 1 9 山口県でも、令和 6 年 9 月から、「山口県パートナーシップ宣誓制度」が開始されましたが、あなたは、このことについて知っていますか。(○はひとつだけ)

- 1 知っている 2 知らない

男女共同参画関係用語についておたずねします。

問 2 0 次の用語のうち、あなたが見たり聞いたりしたことがあるものを全て教えてください。(○はいくつでも)

- 1 男女共同参画社会
- 2 女子差別撤廃条約
- 3 男女雇用機会均等法
- 4 女性活躍推進法
- 5 政治分野における男女共同参画推進法
- 6 L G B T 理解増進法
- 7 ポジティブ・アクション
- 8 ワーク・ライフ・バランス
- 9 D V (ドメスティック・バイオレンス)
- 10 性的マイノリティ (L G B T Q)
- 11 上記 1 ～10 の用語については、いずれも見たり聞いたりしたものはない

行政への要望についておたずねします。

問 2 1 「男女共同参画社会」を形成していくため、今後、県や市町に対してどのような取組を望みますか。(○はいくつでも)

- 1 男女平等、相互理解・協力についての普及・啓発を進めること
- 2 政策・方針決定過程へ女性を積極的に登用すること
- 3 女性の学習の場を充実し、女性のリーダーを養成すること
- 4 男女の生き方に関する情報提供や交流の場、相談、教育などの機能を整備すること
- 5 学校教育の場で、男女平等や相互理解のための学習を充実すること
- 6 保育所、学童保育などの施設・サービスを整備すること
- 7 介護施設、サービスを整備すること
- 8 女性の進出が少ない分野への進出を促すための取組を行うこと
- 9 労働時間の短縮や在宅勤務の普及など男女共に働き方の見直しを進める
- 10 育児や介護中であっても仕事が続けられるよう支援する
- 11 育児や介護などでいったん仕事を辞めた人の再就職を支援する
- 12 その他(具体的に)

問 2 2 男女共同参画社会の実現のために、ご意見・ご要望がありましたら、ご自由にご記入ください。

ご協力ありがとうございました。



夢わちあい
個性きらめく明日へ
～ 男女共同参画社会 ～

男女共同参画に関する県民意識調査設問構成

区分	設 問	県		国
		今回 (R6)	前回 (R元)	R4
◆ あなた自身のことについておたずねします。 属 性	F1 性別 戸籍上の性別	●	●	●
	1 男性	●	●	●
	2 女性	●	●	●
	3 ()	削除	●	
	F2 年齢(5歳毎)	●	●	●
	F3 住所(市町別)	●	●	
	F4 婚姻歴	●	●	●
	F5 自身の職業(雇用の形態含む)	●	●	●
	F6 子供の有無	●	●	●
◆ 男女の地位の平等についておたずねします。 男 女 の 地 位 の 平 等 感	F7 世帯構成	削除	●	
	問1 各分野における男女の地位の平等感	●	●	●
	ア 家庭生活の中で	●	●	●
	イ 就職の機会や職場の中で	●	●	●
	ウ 学校教育の場で	●	●	●
	エ 地域活動の中で	●	●	●
	オ 政治経済活動の中で → 政治活動の中で	●	●	●
	カ 法律や制度の面で	●	●	●
	キ 社会通念・習慣・しきたりなどで	●	●	●
	ク 社会全体として	●	●	●
◆ 男女の生き方についておたずねします。 生 き 方	問2 男女があらゆる分野で平等になるために重要なこと	●	●	
	問3 「男は仕事、女は家庭」という考え方について	●	●	●
	問4 「男は仕事、女は家庭」という考え方に賛成の理由	●	●	●
	問5 「男は仕事、女は家庭」という考え方に反対の理由	●	●	●

区分	設 問	県		国
		今回 (R6)	前回 (R元)	R4
女性の活躍	◆ 女性の活躍についておたずねします。			
	問6 意思決定の場に女性の参画が少ない理由	●	●	
	問7 女性が活躍できる仕事・職場環境にするために必要なこと	●	●	
	1 経営者が女性の活躍の促進に積極的であること	●	●	
	2 職場の上司・同僚が、女性が働くことに理解があること	●	●	
	3 育児・介護との両立について職場の支援制度が整っていること	●	●	
	4 長時間労働の必要がないこと	●	●	
	5 年次有給休暇の取得のしやすさや勤務時間が柔軟であること	新規		
	6 時間や場所にとらわれない働き方ができること	新規		
	7 パート、アルバイト等から正社員へ登用すること	新規		
	8 身近に相談できて目標になる女性がいること	●	●	
	9 性別に関係なく仕事が適正に評価されること	●	●	
	10 仕事にやりがいがあること	●	●	
	11 その他()	●	●	
	問8 女性の活躍が進むために、家族や社会等で必要な環境整備について	●	●	
	問9 女性の参画が進むべき分野	●	●	
	1 閣僚(国務大臣)、都道府県知事、市町村の首長	新規		
	2 国、県や市町村議会の議員	●	●	
	3 国、地方公共団体の審議会等委員	●	●	
女性と仕事	4 国、地方公共団体の管理職	●	●	
	5 企業の管理職	●	●	
	6 企業の技術者・研究者	新規		
	7 起業家	●	●	
	8 学校の校長や教頭	●	●	
	9 農協、漁協等の農林水産団体の役員	●	●	
	10 自治会、ボランティア、PTAなどの役員	●	●	
	11 その他()	●	●	
	12 わからない	●	●	
	◆ 女性と仕事についておたずねします。			
	問10 女性が職業をもつこと	●	●	
	問11 今後の就業意向	●	●	
	1 常勤で就業したい → <u>正社員でフルタイム勤務</u>	●	●	
	2 <u>正社員で短時間勤務</u>	新規		
	3 パートタイムなどで就業したい → <u>パート、アルバイト</u>	●	●	
	4 <u>派遣社員</u>	新規		
	5 <u>経営者・使用者</u>	新規		
	6 <u>自由業</u>	新規		
	7 <u>その他()</u>	新規		
	8 就業したくない	●	●	
	9 わからない	●	●	
	問12 離職時における再就職の意向	新規		
	1 <u>すぐにでも仕事を始めたいと思っていた</u>	新規		
	2 <u>時期が来たら(子どもがある程度の年齢になる等)仕事を始めたいと思っていた</u>	新規		
	3 <u>時期は決めていないが、いずれ仕事を始めたいと思っていた</u>	新規		
	4 <u>再び仕事をするつもりはなかった</u>	新規		
	5 <u>わからない</u>	新規		

区分	設 問	県		国
		今回 (R6)	前回 (R元)	R4
仕事と家庭・地域活動の両立等	◆ 仕事と家庭・地域活動の両立等についておたずねします。			
	問13 仕事と家庭生活や地域活動への望ましい係わり方	●	●	
	問14 男性が家事、子育て、介護、地域活動に参加するために必要なこと	●	●	
	1 男性が家事などに参加することに対する男性自身の抵抗感をなくすこと	●	●	
	2 男性が家事などに参加することに対する女性の抵抗感をなくすこと	●	●	
	3 夫婦や家族間でのコミュニケーションをよく図ること	●	●	
	4 周囲の人が、夫婦の役割分担等についての当事者の考え方を尊重すること	●	●	
	5 社会の中で、男性による家事などについても、その評価を高めること	●	●	
	6 男性による家事や子育てなどについて、職場における上司や周囲の理解を進めること	新規		
	7 労働時間の短縮や休暇制度、テレワークなどを利用した多様な働き方を普及することで、仕事以外の時間をより多く持てるようにすること	●	●	
	8 男性が家事などに感心を高めるよう啓発や情報提供を行うこと	●	●	
	9 国や地方公共団体などの研修等により、男性の家事や子育て、介護等の技能を高めること	●	●	
	10 男性が子育てや介護、地域活動を行うための、仲間(ネットワーク)作りを進めること	●	●	
	11 男性が相談しやすい窓口を設けること	●	●	
	12 その他 ()	●	●	
	13 特に必要なことはない	●	●	
	問15 自治会長やPTA会長など、女性が地域活動のリーダーになるために必要なこと	●	●	
性の多様性	◆ 性の多様性についておたずねします。			
	問16 性自認等に関する悩みについて	新規		
	1 ある	新規		
	2 ない	新規		
	問17 性の多様性に関する相談窓口を知っているか	新規		
	1 山口県男女共同参画相談センター	新規		
	2 こころの健康相談(山口県精神保健福祉センター)	新規		
	3 みんなの人権110番(法務省)	新規		
	4 山口労働局総合労働相談コーナー	新規		
	5 よりそいホットライン((一社)社会的包摂サポートセンター)	新規		
	6 LGBTs電話相談(山口県弁護士会)	新規		
	7 にじよるカフェ(レインボー山口)	新規		
	8 相談窓口として知っているところはない	新規		
	9 その他 ()	新規		
	問18 パートナーシップ宣誓制度の周知度	新規		
	1 言葉も内容も知っている	新規		
	2 聞いたことはあるが、内容は知らない	新規		
	3 知らない	新規		
	問19 山口県パートナーシップ宣誓制度の周知度	新規		
	1 知っている	新規		
	2 知らない	新規		

区分	設 問	県		国
		今回 (R6)	前回 (R元)	R4
用語の周知度	◆ 男女共同参画関係用語についておたずねします。			
	問20 男女共同参画に関する用語の周知度	●	●	
	1 男女共同参画社会	●	●	
	2 女性差別撤廃条約	●	●	
	3 男女雇用機会均等法	●	●	
	4 女性活躍推進法	●	●	
	5 政治分野における男女共同参画推進法	●	●	
	6 <u>LGBT理解増進法</u>	新規		
	7 ポジティブ・アクション	●	●	
	8 ワーク・ライフ・バランス	●	●	
	9 配偶者暴力(DV〔ドメスティック・バイオレンス〕) → DV(ドメスティック・バイオレンス)	●	●	
	10 性的マイノリティ(LGBT) → 性的マイノリティ(LGBTQ)	●	●	
11 いずれも見たり聞いたりしたものはない	●	●		
行政に対する要望	◆ 行政への要望についておたずねします。			
	問21 男女共同参画社会の形成に当たっての行政に対する要望	●	●	●
	1 男女平等、相互理解・協力についての普及・啓発を進めること	●	●	●
	2 政策・方針決定過程へ女性を積極的に登用すること	●	●	●
	3 女性の学習の場を充実し、女性のリーダーを養成すること	●	●	●
	4 男女の生き方に関する情報提供や交流の場、相談、教育などの機能を整備すること	●	●	●
	5 学校教育の場で、男女平等や相互理解のための学習を充実すること	●	●	●
	6 保育所、学童保育などの施設・サービスを整備すること	●	●	●
	7 介護施設、サービスを整備すること	●	●	●
	8 女性の進出が少ない分野への進出を促すための取組を行うこと	●	●	●
	9 <u>労働時間の短縮や在宅勤務の普及など男女共に働き方の見直しを進める</u>	新規		●
	10 <u>育児や介護中であっても仕事が続けられるよう支援する</u>	新規		●
	11 <u>育児や介護などでいったん仕事を辞めた人の再就職を支援する</u>	新規		●
	12 その他（具体的に ）	●	●	●
	旧_3 女性の就業を促進するために、女性の職業訓練の場を充実すること	削除	●	
問22 男女共同参画社会の実現のための意見・要望（自由記入欄）	●	●		

(案)

㊟ 男女間における暴力等に関する調査

令和6年9月
山 口 県

調査ご協力をお願い

山口県では、男女間における暴力の根絶に向けて、「山口県男女共同参画基本計画」等に基づき、諸施策の推進に取り組んでいるところです。

この取組を一層推進するため、5年ごとに、県民の皆様に男女間の暴力等に関する状況やご意見をお聞きする調査を実施しています。

この調査は、県内にお住まいの18歳以上の方々の中から、無作為に抽出し、選ばせていただきました男女各1,500名の方をお願いするものです。

ご回答いただいた内容は、行政上の基礎資料として活用させていただくことを目的としており、この目的以外に使用することはありません。また、あなたの名前や回答の内容が外部に漏れることは一切ありません。

お忙しいところ、誠に恐縮ですが、調査の趣旨をご理解いただき、何とぞご協力くださいますようお願い申し上げます。

【ご記入に当たってのお願い】

- 1 調査の対象となる方は、調査票を郵送させていただいた宛名の方になります。
必ず、ご本人様がお答えくださいますようお願いします。
- 2 お答えは設問ごとに（○はひとつだけ）、（○はいくつでも）など、それぞれ指定されていますので、ご注意ください。○印は番号を囲んでください。
- 3 「その他」の場合には、その番号を○で囲むとともに（ ）内に具体的にご記入ください。
- 4 ご記入いただいた調査票は、同封の返信用封筒（切手不要）に入れて、
月 日（ ）までに投函してください。

※調査票及び返信用封筒にお名前を記入される必要はありません。

調査についてご不明な点やご質問がありましたら、以下にお問い合わせください。

山口県環境生活部 男女共同参画課
〒753-8501 山口市滝町1-1
電 話：083-933-2630
FAX：083-933-2639
メール：a12800@pref.yamaguchi.lg.jp

あなたご自身のことについて、おたずねします。

F 1 あなたの戸籍上の性別は (○はひとつだけ)

- | | |
|------|------|
| 1 男性 | 2 女性 |
|------|------|

F 2 あなたの年齢は (○はひとつだけ)

- | | |
|----------|----------|
| 1 18～19歳 | 5 50～59歳 |
| 2 20～29歳 | 6 60～69歳 |
| 3 30～39歳 | 7 70歳以上 |
| 4 40～49歳 | |

F 3 あなたは、次のうちどれにあてはまりますか (○はひとつだけ)

- | |
|-------------------|
| 1 既婚 (事実婚や別居中を含む) |
| 2 離別または死別 |
| 3 未婚 |

F 4 あなたには、お子さんがいらっしゃいますか (別居、独立したお子さんも含む) (○はひとつだけ)

- | | |
|------|-------|
| 1 いる | 2 いない |
|------|-------|

配偶者からの暴力について、おたずねします。

【すべての方にお聞きします】

（「配偶者」には、婚姻届を出していない事実婚や別居中の夫婦も含みます。以下、同様）

問1 あなたは、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（配偶者暴力防止法）」を知っていますか。あてはまる番号に○をつけてください。（○はひとつだけ）

- 1 法律があることも、その内容も知っている
- 2 法律があることは知っているが、内容はよく知らない
- 3 法律があることを知らなかった

参考：法律の概要等

1 法律の対象

- ・「配偶者」には、婚姻の届けを出していない「事実婚」を含みます。
- ・男女は問いません。
- ・離婚後も引き続き暴力を受ける場合を含みます。
- ・「暴力」は、身体に対する暴力又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動を指します。
- ・生活の本拠を共にする交際相手（婚姻関係における共同生活を営んでいない者を除きます）からの暴力について、この法律を準用することとされています。また交際関係を解消した後も引き続き暴力を受ける場合を含みます。

2 山口県男女共同参画相談センター（配偶者暴力相談支援センター）の業務

- ・被害者からの相談対応、カウンセリング
- ・被害者及び同伴者（同伴児童）の一時保護
- ・被害者の自立生活のための就業促進、住宅確保に関する情報提供
- ・援護等に関する制度（生活保護、母子生活支援施設における保護、児童扶養手当、住民基本台帳の閲覧の制限等）の利用についての情報提供
- ・その他の援助（離婚調停手続についての相談対応、弁護士による法律相談窓口の紹介、被害者の状況に応じ関係機関への付き添いを行うこと等）

3 保護命令

被害者が、配偶者からの更なる身体に対する暴力により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときに、裁判所が、被害者からの申立てにより、加害者に対し発する命令。「接近禁止命令（※1）」と「退去命令（※2）」があります。

※1 加害者に、被害者（被害者と同居する未成年の子についても可能）の身辺へのつきまといなどを1年間禁止するもの（再度の申立ても可能）

※2 加害者に、原則2ヶ月間、住居から退去を命ずるもの（再度の申立ても可能）

問2 あなたは、配偶者からの暴力について、相談できる窓口を知っていますか。次の中から、知っているものすべてに○をつけてください。(○はいくつでも)

- 1 山口県男女共同参画相談センター（配偶者暴力相談支援センター）
- 2 警察
- 3 民生委員、児童委員
- 4 法務局、人権擁護委員
- 5 市役所、町役場
- 6 電話ホットライン、メール相談、SNS相談など
- 7 民間の専門家や専門機関（弁護士・弁護士会、カウンセラー・カウンセリング機関、民間シェルターなど）
- 8 裁判所
- 9 その他（ ）
- 10 相談できる窓口として知っているところはない

問3 あなたは、配偶者の間で次のようなことが行われた場合、それを暴力だと思いますか。AからQのそれぞれについて、1から3のうちあなたの考えに近い番号に○をつけてください。
(○はそれぞれひとつずつ)

	どんな場合でも暴力にあたると思う	暴力にあたる場合も、そうでない場合もあると思う	暴力にあたるとは思わない
A 平手で打つ	1	2	3
B 身体を押す	1	2	3
C 足でける	1	2	3
D 身体を傷つける可能性のある物でなぐる	1	2	3
E なぐるふりをして、おどす	1	2	3
F 刃物などを突きつけて、おどす	1	2	3
G 大声でどなる	1	2	3
H 他の異性との会話を許さない	1	2	3
I 家族や友人との関わりを持たせない	1	2	3
J 交友関係や行き先、電話・メールなどを細かく監視する	1	2	3
K 職場に行くことを妨害したり、外出先を制限する	1	2	3
L 何を言っても長期間無視し続ける	1	2	3
M 「誰のおかげで生活できるんだ」とか、「甲斐性なし」と言う	1	2	3
N 相手や家族を傷つけるなどと告げておどす	1	2	3
O 家計に必要な生活費を渡さない	1	2	3
P いやがっているのに性的な行為を強要する	1	2	3
Q 避妊に協力しない	1	2	3

【これまでに結婚したことのある方にお聞きします。(1 ページF 3で、「1 既婚(事実婚や別居中を含む)」、「2 離別または死別」と答えた方にお聞きします。「3 未婚」と答えた方は問 12 にお進みください。)】

問4 あなたはこれまでに、配偶者から次のようなことをされたことがありますか。AからDのそれぞれについて1、2、3のあてはまる番号に○をつけてください。(○はそれぞれひとつずつ)

	まったく ない	1、 2度あつた	何 度もあつた
A 身体的暴行(例えば、なぐったり、けったり、物を投げつけたり、突き飛ばしたりするなどの身体に対する暴行)	1	2	3
B 心理的攻撃(例えば、人格を否定するような暴言や交友関係を細かく監視するなどの精神的な嫌がらせ、あるいは、あなたもしくはあなたの家族に危害が加えられるのではないかと恐怖を感じるような脅迫)	1	2	3
C 経済的圧迫(例えば、生活費を渡さない、給料や貯金を勝手に使われる、外で働くことを妨害されるなど)	1	2	3
D 性的強要(例えば、いやがっているのに性的な行為を強要されるなど)	1	2	3

【問4でA、B、C、Dのうちひとつでも、これまでに「1、2度あった」、「何度もあった」と答えた方にお聞きします。AからDのすべてが「まったくない」という方は問 11 にお進みください。】

問5 配偶者から、問4に該当することをされた時期について、お答えください。(○はいくつでも)

	この1 年にあつた	この2 年から5 年にあつた	5 年以内 にはなかつた
A 身体的暴行(例えば、なぐったり、けったり、物を投げつけたり、突き飛ばしたりするなどの身体に対する暴行)	1	2	3
B 心理的攻撃(例えば、人格を否定するような暴言や交友関係を細かく監視するなどの精神的な嫌がらせ、あるいは、あなたもしくはあなたの家族に危害が加えられるのではないかと恐怖を感じるような脅迫)	1	2	3
C 経済的圧迫(例えば、生活費を渡さない、給料や貯金を勝手に使われる、外で働くことを妨害されるなど)	1	2	3
D 性的強要(例えば、いやがっているのに性的な行為を強要されるなど)	1	2	3

【問5でA、B、C、Dのうち1つでも、「この1年にあった」、「この2年から5年にあった」と答えた方にお聞きします。AからDのすべてが「5年以内にはなかった」という方は問8にお進みください。】

問6 あなたはこの5年の間に、配偶者から受けたそのような行為について、だれかに打ち明けたり、相談したりしましたか。あてはまる番号すべてに○をつけてください。(○はいくつでも)

- 1 山口県男女共同参画相談センター（配偶者暴力相談支援センター）に相談した
- 2 警察に連絡・相談した
- 3 民生委員、児童委員に相談した
- 4 法務局、人権擁護委員に相談した
- 5 市役所、町役場に相談した
- 6 裁判所に相談した
- 7 電話ホットライン、メール相談、SNS相談などに相談した
- 8 民間の専門家や専門機関（弁護士・弁護士会、カウンセラー・カウンセリング機関、民間シェルターなど）に相談した
- 9 医療関係者（医師、看護師など）に相談した
- 10 学校関係者（教員、養護教員、スクールカウンセラーなど）に相談した
- 11 職場・アルバイトの関係者（上司、同僚、部下など）に相談した
- 12 家族や親戚に相談した
- 13 友人・知人に相談した
- 14 その他（ ）
- 15 どこ（だれ）にも相談しなかった

問 8 にお進みください

問 7 にお進みください

【問6で「13 どこ（だれ）にも相談しなかった」と答えた方にお聞きます。】

問7 どこ（だれ）にも相談しなかったのは、なぜですか。あてはまる番号すべてに○をつけてください。（○はいくつでも）

- 1 どこ（だれ）に相談してよいのか分からなかったから
- 2 恥ずかしくてだれにも言えなかったから
- 3 相談してもむだだと思ったから
- 4 相談するほどのことではないと思ったから
- 5 相談相手の言動によって不快な思いをさせられると思ったから
- 6 自分さえがまんすれば、なんとかこのままやっていけると思ったから
- 7 自分にも悪いところがあると思ったから
- 8 そのことについて思い出したくなかったから
- 9 仕返しが怖かったから（もっとひどい暴力や、性的な画像のばらまきなど）
- 10 世間体が悪いと思ったから
- 11 他人を巻き込みたくなかったから
- 12 他人に知られると、これまで通りの付き合い（仕事や学校などの人間関係）ができなくなると思ったから
- 13 自分が受けている行為がDVとは認識していなかったから
- 14 相手の行為は愛情の表現だと思ったから
- 15 別れるつもりがなかったから
- 16 その他（ ）

問8、問9については、複数の配偶者から暴力を受けた方は、あなたがより深く傷ついた経験の1つについてお答えください。

【配偶者から、問4のAからDの行為を受けたことがある方すべてにお聞きます。】

問8 あなたは、配偶者からそのような行為を受けたとき、どうしましたか。あてはまる番号に○をつけてください。（○はひとつだけ）

- | | | |
|--------------------------|---|-------------|
| 1 相手と別れた | → | 問10にお進みください |
| 2 別れたい（別れよう）と思ったが、別れなかった | → | 問9にお進みください |
| 3 別れたい（別れよう）とは思わなかった | → | 問10にお進みください |

【問8で「2 別れたい（別れよう）」と思ったが、別れなかった」と答えた方にお聞きします。】

問9 あなたが、配偶者と別れなかった理由は何ですか。あてはまる番号すべてに○をつけてください。
(○はいくつでも)

- 1 仕返しが怖かったから（もっとひどい暴力や、性的な画像のばらまきなど）
- 2 経済的な不安があったから
- 3 世間体が悪いと思ったから
- 4 周囲の人から、別れることに反対されたから
- 5 相手が別れることに同意しなかったから
- 6 相手が変わってくれるかもしれないと思ったから
- 7 これ以上は繰り返されないとと思ったから
- 8 相手には自分が必要だと思ったから
- 9 別れるとさみしいと思ったから
- 10 孤立してしまうと思ったから
- 11 子どもがいる（妊娠した）から、子どものことを考えたから
- 12 その他（ ）

【配偶者から、問4のAからDの行為を受けたことがある方すべてにお聞きします。】

問10 あなたはこれまでに、配偶者から受けたそのような行為によって、命の危険を感じたことがありますか。
あてはまる番号に○をつけてください。(○はひとつだけ)

- | | |
|-------|----------|
| 1 感じた | 2 感じなかった |
|-------|----------|

【問11は、子どもがいる方にお聞きします。子どものいない方は問12にお進みください。】

問11 あなたの子どもは18歳になるまでの間に、配偶者から次のようなことをされたことがありますか。
あてはまる番号すべてに○をつけてください。(○はいくつでも)

- 1 身体的虐待（例えば、なぐる、ける、たばこの火を押しつける、激しく揺さぶる、長時間外に放置するなど）
- 2 性的虐待（例えば、子どもへの性的行為、性的行為を見せる、児童ポルノの被写体にするなど）
- 3 ネグレクト（例えば、病気やけがをしても適切な処置を施さない、乳幼児を家に置いたまま度々外出する、極端に不潔な環境で生活させる、保護者以外の同居人による虐待を保護者が放置するなど）
- 4 心理的虐待（例えば、子どもの心を傷つけることを繰り返す言う、無視する、他の兄弟姉妹と著しく差別的な扱いをする、子どもの目の前で家族に対して暴力をふるうなど）
- 5 わからない
- 6 まったくない

交際相手からの暴力について、おたずねします。

【すべての方にお聞きします】

- 問12 あなたには、これまでに交際相手がありましたか。あてはまる番号に○をつけてください。現在、結婚している方については、結婚前についてお答えください。(○はひとつだけ)
 なお、ここでいう「交際相手」には、婚姻届を出していない事実婚は含みません。(以下、同様)

1 交際相手がいた (いる) ※後に配偶者となった相手も含みます ↓ 問13 にお進みください	2 交際相手はいなかった → 問19 にお進みください
---	--

【問12で「1 交際相手がいた (いる)」と答えた方にお聞きします。】

- 問13 あなたは、交際相手から次のようなことをされたことがありますか。AからDのそれぞれについて、あてはまる番号すべてに○をつけてください。(○はいくつでも)

	まったく ない	10歳代に あった	20歳代に あった	30歳代以 上にあっ た
A 身体的暴行 (例えば、なぐったり、けったり、物を投げつけたり、突き飛ばしたりするなどの身体に対する暴行)	1	2	3	4
B 心理的攻撃 (例えば、人格を否定するような暴言や交友関係を細かく監視するなどの精神的な嫌がらせ、あるいは、あなたもしくはあなたの家族に危害が加えられるのではないかと恐怖を感じるような脅迫)	1	2	3	4
C 経済的圧迫 (例えば、生活費を渡さない、給料や貯金を勝手に使われる、外で働くことを妨害されるなど)	1	2	3	4
D 性的強要 (例えば、いやがっているのに性的な行為を強要されるなど)	1	2	3	4

↓

【問13でAからDのうちひとつでも、「10歳代にあった」、「20歳代にあった」、「30歳代以上にあった」と答えた方にお聞きします。AからDのすべてが、「まったくない」という方は問19にお進みください。】

問14 あなたは、交際相手から受けたそのような行為について、だれかに打ち明けたり、相談したりしましたか。あてはまる番号すべてに○をつけてください。(○はいくつでも)

- 1 山口県男女共同参画相談センター（配偶者暴力相談支援センター）に相談した
- 2 警察に連絡・相談した
- 3 法務局、人権擁護委員に相談した
- 4 市役所、町役場に相談した
- 5 裁判所に相談した
- 6 電話ホットライン、メール相談、SNS相談などに相談した
- 7 民間の専門家や専門機関（弁護士・弁護士会、カウンセラー・カウンセリング機関、民間シェルターなど）に相談した
- 8 医療関係者（医師、看護師など）に相談した
- 9 学校関係者（教員、養護教員、スクールカウンセラーなど）に相談した
- 10 職場・アルバイトの関係者（上司、同僚、部下など）に相談した
- 11 家族や親戚に相談した
- 12 友人・知人に相談した
- 13 その他（ ）
- 14 どこ（だれ）にも相談しなかった _____

問 16 にお進みください

→ 問 15 にお進みください

【問14で「13 どこ（だれ）にも相談しなかった」と答えた方にお聞きします。】

問15 どこ(だれ)にも相談しなかったのは、なぜですか。あてはまる番号すべてに○をつけてください。
(○はいくつでも)

- 1 どこ（だれ）に相談してよいのか分からなかったから
- 2 恥ずかしくてだれにも言えなかったから
- 3 相談してもむだだと思ったから
- 4 相談するほどのことではないと思ったから
- 5 相談相手の言動によって不快な思いをさせられると思ったから
- 6 自分さえがまんすれば、なんとかこのままやっていけると思ったから
- 7 自分にも悪いところがあると思ったから
- 8 そのことについて思い出したくなかったから
- 9 仕返しが怖かったから（もっとひどい暴力や、性的な画像のばらまきなど）
- 10 世間体が悪いと思ったから
- 11 他人を巻き込みたくなかったから
- 12 他人に知られると、これまで通りの付き合い（仕事や学校などの人間関係）ができなくなる
と思ったから
- 13 自分が受けている行為がDVとは認識していなかったから
- 14 相手の行為は愛情の表現だと思ったから
- 15 別れるつもりがなかったから
- 16 その他（ ）

問 16、問 17 については、複数の交際相手から暴力を受けた方は、あなたがより深く傷ついた経験の1つについてお答えください。

【交際相手から、問 13 のAからDの行為を受けたことがある方すべてにお聞きします。】

問 16 あなたは、交際相手からそのような行為を受けたとき、どうしましたか。あてはまる番号に○をつけてください。(○はひとつだけ)

- | | | |
|--------------------------|---|---------------|
| 1 相手と別れた | → | 問 18 にお進みください |
| 2 別れたい(別れよう)と思ったが、別れなかった | → | 問 17 にお進みください |
| 3 別れたい(別れよう)とは思わなかった | → | 問 18 にお進みください |

【問 16 で「2 別れたい(別れよう)と思ったが、別れなかった」と回答した方にお聞きします。】

問 17 あなたが、交際相手と別れなかった理由は何ですか。あてはまる番号すべてに○をつけてください。(○はいくつでも)

- | |
|--------------------------------------|
| 1 仕返しが怖かったから(もっとひどい暴力や、性的な画像のばらまきなど) |
| 2 経済的な不安があったから |
| 3 世間体が悪いと思ったから |
| 4 周囲の人から、別れることに反対されたから |
| 5 相手が別れることに同意しなかったから |
| 6 相手が変わってくれるかもしれないと思ったから |
| 7 これ以上は繰り返されないと思ったから |
| 8 相手には自分が必要だと思ったから |
| 9 別れるとさみしいと思ったから |
| 10 孤立してしまうと思ったから |
| 11 子どもがいる(妊娠した)から、子どものことを考えたから |
| 12 その他 () |

【交際相手から、問 13 のAからDの行為を受けたことがある方すべてにお聞きします。】

問 18 あなたはこれまでに、交際相手から受けたそのような行為によって、命の危険を感じたことがありますか。あてはまる番号に○をつけてください。(○はひとつだけ)

- | | |
|-------|----------|
| 1 感じた | 2 感じなかった |
|-------|----------|

性暴力について、おたずねします。

【すべての方にお聞きします】

問 19 あなたはこれまでに、性暴力（性交、身体を触られる、痴漢、盗撮などの同意のない・望まない性的な行為）を受けたことがありますか。あてはまる番号に○をつけてください。
 (○はひとつだけ)

- 1 ある 2 ない

問19で、「1 ある」と答えた方にお聞きします。「ない」という方は問24へお進みください。

問20 加害者はあなたとどのような関係でしたか。あてはまる番号すべてに○をつけてください。
(○はいくつでも)

- 1 配偶者（事実婚や別居中を含む）・元配偶者（事実婚を解消した者を含む）
- 2 親（養親・継親・親の交際相手を含む）
- 3 その他の家族・親戚
- 4 交際相手・元交際相手
- 5 職場・アルバイト先の関係者（上司、同僚、部下、取引先の相手、客など）
- 6 通っていた（いる）学校・大学の関係者（教職員、先輩、同級生、クラブ活動の指導者など）
- 7 SNSなどインターネット上で知り合った人
- 8 医療・福祉関係者
- 9 その他（ ）
- 10 まったく知らない人

問21 被害にあったのはあなたがいくつのときでしたか。あてはまる番号すべてに○をつけてください。
(○はいくつでも)

- 1 小学校入学前
- 2 小学生のとき
- 3 中学生のとき
- 4 中学卒業から17歳まで
- 5 18歳・19歳
- 6 20歳代
- 7 30歳代
- 8 40歳代
- 9 50歳代以上

問22 あなたはこれまでの被害について、だれかに打ち明けたり、相談したりしましたか。あてはまる番号すべてに○をつけてください。(○はいくつでも)

- 1 やまぐち性暴力相談ダイヤル「あさがお」に相談した
- 2 山口県男女共同参画相談センター（配偶者暴力相談支援センター）に相談した
- 3 警察に連絡・相談した
- 4 法務局、人権擁護委員に相談した
- 5 労働局（労働相談窓口）に相談した
- 6 市役所、町役場に相談した
- 7 電話ホットライン、メール相談、SNS相談などに相談した
- 8 民間の専門家や専門機関（弁護士・弁護士会、カウンセラー・カウンセリング機関、民間シェルターなど）に相談した
- 9 医療関係者（医師、看護師など）に相談した
- 10 学校関係者（教員、養護教員、スクールカウンセラーなど）に相談した
- 11 職場・アルバイトの関係者（上司、同僚、部下、取引先など）に相談した
- 12 家族や親戚に相談した
- 13 友人・知人に相談した
- 14 その他（ ）
- 15 どこ（だれ）にも相談しなかった ☐

問 24 にお進みください

問 23 にお進みください

【問22で「14 どこ（だれ）にも相談しなかった」と答えた方にお聞きします。】

問23 どこ（だれ）にも相談しなかったのは、なぜですか。あてはまる番号すべてに○をつけてください。
（○はいくつでも）

- 1 どこ（だれ）に相談してよいのか分からなかったから
- 2 恥ずかしくてだれにも言えなかったから
- 3 相談してもむだだと思ったから
- 4 相談するほどのことではないと思ったから
- 5 相談したらどうなるかわからず不安が大きかったから
- 6 相談相手の言動によって不快な思いをさせられると思ったから
- 7 自分さえがまんすれば、なんとかこのままやっていけると思ったから
- 8 自分にも悪いところがあると思ったから
- 9 そのことについて思い出したくなかったから
- 10 仕返しが怖かったから（もっとひどい暴力や、性的な画像のばらまきなど）
- 11 加害者に「誰にも言うな」とおどされたから
- 12 世間体が悪いと思ったから
- 13 他人を巻き込みたくなかったから
- 14 他人に知られると、これまで通りの付き合い（仕事や学校などの人間関係）ができなくなると思ったから
- 15 相手の行為は愛情表現だと思ったから
- 16 相手の行為が理解できず被害を受けたと思わなかったから
- 17 その他（ ）

問24 あなたは、やまぐち性暴力相談ダイヤル「あさがお」 ☎083-902-0889^{おはやく}を知っていますか。あてはまる番号に○をつけてください。（○はひとつだけ）

- | | |
|---------|----------|
| 1 知っている | 2 知らなかった |
|---------|----------|

【問24で、「1 知っている」と答えた方にお聞きします。】

問25 あなたは、やまぐち性暴力相談ダイヤル「あさがお」について、どのように知りましたか。あてはまる番号すべてに○をつけてください。（○はいくつでも）

- | | |
|---|---|
| <ol style="list-style-type: none">1 インターネット（ホームページ等）2 医療関係者（医師、看護師など）からの紹介3 行政機関（市役所、町役場など）からの紹介4 学校関係者（教員、養護教員、スクールカウンセラーなど）からの紹介5 家族・友人などからの紹介6 公的機関や店舗等に設置されたリーフレットやカード、トイレ等に貼られたステッカー7 県の広報誌・テレビ・ラジオ8 その他（ | ） |
|---|---|

問 26 性的な行為などの動画の撮影に応じる契約（約束）をしたり、実際に撮影した場合でも、契約をなかったことにしたり、動画の公表を止めたりできる法律※があります。そのことについて、知っていますか。あてはまる番号に○をつけてください。（○はひとつだけ）

※AV出演被害防止・救済法（性をめぐる個人の尊厳が重んぜられる社会の形成に資するために性行為映像制作物への出演に係る被害の防止を図り及び出演者の救済に資するための出演契約等に関する特則等に関する法律）

1 知っている

2 知らなかった

問 27 性的な行為などの動画の撮影を強要されたもしくは、勧誘され断ることができなかったことはありますか。あてはまる番号に○をつけてください。（○はひとつだけ）

1 ある

2 ない

男女間の暴力について、おたずねします。

【すべての方にお聞きします】

問 28 あなたはこれまでに、あなたはいやなのに、ある特定の相手にしつこく、つきまとわれたことがありますか。あてはまる番号に○をつけてください。(○はひとつだけ)

- 1 ある 2 ない

問 29 あなたは、男女間における暴力を防止するためにはどうしたらよいと思いますか。あてはまる番号すべてに○をつけてください。(○はいくつでも)

- 1 家庭で保護者が子どもに対し、暴力を防止するための教育を行う
- 2 学校または大学で児童・生徒・学生に対し、暴力を防止するための教育を行う
- 3 地域で、暴力防止のためのネットワークづくりなどを行う
- 4 暴力防止のための広報・啓発活動を積極的に行う
- 5 暴力をふるったことのある者に対し、二度と繰り返さないための教育を行う
- 6 加害者への罰則を強化する
- 7 暴力を助長するおそれのある情報（テレビや雑誌、ゲーム、ビデオ、インターネットなど）を取り締まる
- 8 その他（ ）

困難な問題を抱える女性への支援について、おたずねします。

【すべての方にお聞きします】

問 30 あなたは「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」を知っていますか。あてはまる番号に○をつけてください。(○はひとつだけ)

- 1 知っている 2 知らなかった

参考：法律の概要等

1 法律の対象

- ・「困難な問題を抱える女性」とは、性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他の様々な事情により日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性（そのおそれのある女性を含む。）をいいます。

2 山口県男女共同参画相談センター（女性相談支援センター）の業務

- ・ 困難な問題を抱える女性からの相談対応
- ・ 困難な問題を抱える女性及び同伴者（同伴児童）の一時保護
- ・ 困難な問題を抱える女性への医学的又は心理学的な援助その他の必要な援助
- ・ 困難な問題を抱える女性の自立を促進するため、就労の支援、住宅の確保、同伴児童の保育等に関する制度の利用等についての情報の提供、助言、関係機関との連絡調整

問 31 あなたがこれまでに抱えたことのある困難な問題がありますか。あてはまる番号すべてに○をつけてください。(○はいくつでも)

- 1 家族や同居人からの身体的暴力（なぐられる、けられる、物をなげつけられるなどの身体に対する暴行）
- 2 家族や同居人からの心理的攻撃（大声でどなられる、人格を否定される、大切にしているものを勝手に捨てられるなど）
- 3 自身の障害や疾病
- 4 家族の障害や疾病
- 5 交際相手からの暴力
- 6 他人からの性暴力・性犯罪被害（性交、身体を触られる、痴漢、盗撮などの同意のない・望まない性的な行為）
- 7 他人からの性暴力・性犯罪被害（SNSを介して性的な画像を送信させられたなど、インターネットを通じた被害）
- 8 ストーカー被害（特定の相手からのつきまとい等）
- 9 経済的な困窮（生理用品等の生活必需品が購入できない、生活費を稼ぐためのアルバイトによって学業に支障が出るなど）
- 10 職場におけるパワーハラスメントやセクシャルハラスメント
- 11 その他（ ）
- 12 特にない

問 32 あなたが抱えたことのある困難な問題について、だれかに打ち明けたり、相談したりしましたか。あてはまる番号すべてに○をつけてください。(○はいくつでも)

- 1 山口県男女共同参画相談センター(女性相談支援センター)に相談した
- 2 警察に連絡・相談した
- 3 民生委員、児童委員に相談した
- 4 法務局、人権擁護委員に相談した
- 5 市役所、町役場に相談した
- 6 裁判所に相談した
- 7 電話ホットライン、メール相談、SNS相談などに相談した
- 8 民間の専門家や専門機関(弁護士・弁護士会、カウンセラー・カウンセリング機関、民間シェルターなど)に相談した
- 9 医療関係者(医師、看護師など)に相談した
- 10 学校関係者(教員、養護教員、スクールカウンセラーなど)に相談した
- 11 職場・アルバイトの関係者(上司、同僚、部下など)に相談した
- 12 家族や親戚に相談した
- 13 友人・知人に相談した
- 14 その他()
- 15 どこ(だれ)にも相談しなかった

質問は以上です。

→ 問 33 にお進みください

問 33 どこ(だれ)にも相談しなかったのは、なぜですか。あてはまる番号すべてに○をつけてください。(○はいくつでも)

- 1 どこ(だれ)に相談してよいのか分からなかったから
- 2 恥ずかしくてだれにも言えなかったから
- 3 相談してもむだだと思ったから
- 4 相談相手の言動によって不快な思いをさせられると思ったから
- 5 自分さえがまんすれば、なんとかこのままやっていけると思ったから
- 6 世間体が悪いと思ったから
- 7 他人を巻き込みたくなかったから
- 8 他人に知られると、これまで通りの付き合い(仕事や学校などの人間関係)ができなくなると思ったから
- 9 自分にも悪いところがあると思ったから
- 10 相談するほどのことではないと思ったから
- 11 自分が困難な問題を抱えているとは認識していなかったから
- 12 その他()

(ご意見欄)

その他、男女間の暴力について、ご意見がありましたら、何でもお書きください。

〈例〉暴力を受けたときの気持ち、どこ（だれ）かに相談したときの状況、暴力をなくすための方策など

多くの質問にご回答いただき、ありがとうございました。

山口県では、配偶者等からの暴力や性暴力被害等についてのご相談を下記の相談窓口でお受けしています。

〔DV相談窓口〕〔困難な問題に関する相談窓口〕

山口県男女共同参画相談センター 083-901-1122

〔性暴力相談窓口〕

やまぐち性暴力相談ダイヤルあさがお 083-902-0889



夢わかちあい
個性きらめく明日へ
～ 男女共同参画社会 ～

男女間における暴力等に関する調査設問構成

区分	設問		県		国
			今回 (R6)	前回 (R元)	R 5
属性	◆あなたご自身のことについて、おたずねします。				
	F1	戸籍上の性別	●	●	●
		1 男性	●	●	●
		2 女性	●	●	●
		3 ()	削除	●	
	F2	年齢 (10歳毎)	●	●	●
	F3	婚姻歴	●	●	●
	F4	子の有無	●	●	●
	◆配偶者からの暴力について、おたずねします。				
	問1	DV法について知っているか	●	●	●
	問2	DV相談窓口を知っているか	●	●	●
		1 山口県男女共同参画相談センター (配偶者暴力相談支援センター)	●	●	
		2 警察	●	●	
		新 民生委員、児童委員	新規	—	
		3 法務局・地方法務局、人権擁護委員	●	●	
		4 市役所、町役場	●	●	
		新 電話ホットライン、メール相談、SNS相談など	新規	—	
		5 民間の専門家や専門機関 (弁護士・弁護士会、カウンセラー・ カウンセリング機関、民間シェルターなど)	●	●	
		6 裁判所	●	●	
		7 その他 ()	●	●	
		8 相談できる窓口として知っているところはない	●	●	
	問3	配偶者の間における次の行為を暴力だと思うか	●	●	●
		A 平手で打つ	●	●	●
		B 身体を押す	新規	—	●
		C 足でける	●	●	●
		D 身体を傷つける可能性のある物でなぐる	●	●	●
		E なぐるふりをして、おどす	●	●	●
		F 刃物などを突きつけて、おどす	●	●	●
		G 大声でどなる	●	●	●
		H 他の異性との会話を許さない	新規	—	●
		I 家族や友人との関わりを持たせない	新規	—	●
		J 交友関係や行き先、電話・メールなどを細かく監視する	●	●	●
		K 職場に行くことを妨害したり、外出先を制限する	新規	—	●
		L 何を言っても長期間無視し続ける	●	●	●
		M 「誰のおかげで生活できるんだ」とか、「甲斐性なし」と言う	●	●	●
		N 相手や家族を傷つけるなどと告げておどす	新規	—	●
		O 家計に必要な生活費を渡さない	●	●	●
		P いやがっているのに性的な行為を強要する	●	●	●
		Q 避妊に協力しない	新規	—	●

男女間における暴力等に関する調査設問構成

区分	設問		県		国
			今回 (R6)	前回 (R元)	R5
配偶者からの暴力	問4	配偶者から次のことをされたことがあるか（また、その回数も）	●	●	●
	A	身体的暴行（例えば、なぐったり、けったり、物を投げつけたり、突き飛ばしたりするなどの身体に対する暴行）	●	●	●
		心理的攻撃（例えば、人格を否定するような暴言や交友関係を細かく監視するなどの	●	●	●
		B 精神的な嫌がらせ、あるいは、あなたもしくはあなたの家族に危害が加えられるのではないかと恐怖を感じるような脅迫	●	●	●
		経済的圧迫（例えば、生活費を渡さない、給料や貯金を勝手に使われる、外で働くことを妨害されるなど）	新規	—	●
	C	性的強要（例えば、いやがっているのに性的な行為を強要されるなど）	●	●	●
			●	●	●
	問5	問4の時期はいつか（1年以内、2～5年以内、5年以内にはない）	●	●	●
	問6	（問5で5年以内にあったと回答した者について）どこ（だれ）に相談したか	●	●	●
	新	1 山口県男女共同参画相談センター（配偶者暴力相談支援センター）に相談した	●	●	●
		2 警察に連絡・相談した	●	●	●
		民生委員、児童委員に相談した	新規	—	●
		3 法務局・地方法務局、人権擁護委員に相談した	●	●	●
		4 市役所、町役場に相談した	●	●	●
		5 裁判所に相談した	●	●	●
		新 電話ホットライン、メール相談、SNS相談などに相談した	新規	—	●
		民間の専門家や専門機関（弁護士・弁護士会、カウンセラー・カウンセリング機関、民間シェルターなど）に相談した	●	●	●
		6 医療関係者（医師、看護師など）に相談した	●	●	●
		8 学校関係者（教員、養護教員、スクールカウンセラーなど）に相談した	●	●	●
		9 職場・アルバイトの関係者（上司、同僚、部下など）に相談した	●	●	●
		10 家族や親戚に相談した	●	●	●
		11 友人・知人に相談した	●	●	●
		12 その他（ ）	●	●	●
		13 どこ（だれ）にも相談しなかった	●	●	●
	問7	問6について相談しなかった場合なぜか	●	●	●
	問8	問4に該当の場合、その際どうしたか（別れたか）	●	●	●
	問9	問8で別れなかった理由	●	●	●
	新	1 仕返しが怖かったから（もっとひどい暴力や、性的な画像のばらまきなど）	●	●	●
		2 経済的な不安があったから	●	●	●
		3 世間体が悪いと思ったから	●	●	●
		4 周囲の人から、別れることに反対されたから	●	●	●
		5 相手が別れることに同意しなかったから	●	●	●
		6 相手が変わってくれるかもしれないと思ったから	●	●	●
		7 これ以上は繰り返されないとと思ったから	●	●	●
		8 相手には自分が必要だと思ったから	●	●	●
		9 別れるとさみしいと思ったから	●	●	●
		孤立してしまうと思ったから	新規	—	●
		10 子どもがいる（妊娠した）から、子どものことを考えたから	●	●	●
		11 その他（ ）	●	●	●
	問10	問4に該当の場合、命の危険を感じたか	●	●	●
	問11	自分の子どもは18歳になるまでの間に、配偶者から次のことをされたことがあるか	●	●	●

男女間における暴力等に関する調査設問構成

区分	設問	県		国
		今回 (R6)	前回 (R元)	R5
交 際 相 手 か ら の 暴 力	◆交際相手からの暴力について、おたずねします。			
	問12 交際相手はいた（いる）か	●	●	●
	問13 問12の交際相手に次のことをされたことがあるか（10歳代、20歳代、30歳代以上）	●	●	●
	A 身体的暴行（例えば、なぐったり、けったり、物を投げつけたり、突き飛ばしたりするなどの身体に対する暴行） 心理的攻撃（例えば、人格を否定するような暴言や交友関係を細かく監視するなどの精神的な嫌がらせ、あるいは、あなたもしくはあなたの家族に危害が加えられるのではないかと恐怖を感じるような脅迫） 経済的圧迫（例えば、生活費を渡さない、給料や貯金を勝手に使われる、外で働くことを妨害されるなど） C 性的強要（例えば、いやがっているのに性的な行為を強要されるなど）	●	●	●
		●	●	●
		新規	—	●
		●	●	●
	問14 問13に該当する場合、どこ（だれ）に相談したか	●	●	●
	1 山口県男女共同参画相談センター(配偶者暴力相談支援センター)に相談した 2 警察に連絡・相談した 3 法務局・地方法務局、人権擁護委員に相談した 4 市役所、町役場に相談した 5 裁判所に相談した 新 電話ホットライン、メール相談、SNS相談などに相談した 6 民間の専門家や専門機関（弁護士・弁護士会、カウンセラー・カウンセリング機関、民間シェルターなど）に相談した 7 医療関係者（医師、看護師など）に相談した 8 学校関係者（教員、養護教員、スクールカウンセラーなど）に相談した 9 職場・アルバイトの関係者(上司、同僚、部下など)に相談した 10 家族や親戚に相談した 11 友人・知人に相談した 12 その他（ ） 13 どこ（だれ）にも相談しなかった	●	●	●
		●	●	●
		●	●	●
		●	●	●
		●	●	●
		●	●	●
		新規	—	●
		●	●	●
		●	●	●
		●	●	●
		●	●	●
		●	●	●
	問15 問14について相談しなかった場合なぜか	●	●	●
	問16 問13に該当の場合、その際どうしたか（別れたか）	●	●	●
	問17 問16で別れなかった理由	●	●	●
	1 仕返しが怖かったから（もっとひどい暴力や、性的な画像のばらまきなど） 2 経済的な不安があったから 3 世間体が悪いと思ったから 4 周囲の人から、別れることに反対されたから 5 相手が別れることに同意しなかったから 6 相手が変わってくれるかもしれないと思ったから 7 これ以上は繰り返されたいと思ったから 8 相手には自分が必要だと思ったから 9 別れるとさみしいと思ったから 新 孤立してしまうと思ったから 10 子どもがいる（妊娠した）から、子どものことを考えたから 11 その他（ ）	●	●	●
		●	●	●
		●	●	●
		●	●	●
		●	●	●
		●	●	●
		●	●	●
		●	●	●
		●	●	●
		●	●	●
		新規	—	●
		●	●	●
		●	●	●
	問18 問13に該当の場合、命の危険を感じたか	●	●	●

男女間における暴力等に関する調査設問構成

区分	設問	県		国
		今回 (R6)	前回 (R元)	R 5
性 暴 力	◆性暴力について、おたずねします。			
	問19 性暴力（同意のない・望まない性的な行為）を受けたことがあるか	●	●	●
	問20 問19の加害者との関係は	●	●	●
	1 配偶者（事実婚や別居中を含む）・元配偶者（事実婚を解消した者を含む）	●	●	●
	2 親（養親・継親・親の交際相手を含む）	●	●	●
	3 その他の家族・親戚	●	●	●
	4 交際相手・元交際相手	●	●	●
	5 職場・アルバイト先の関係者（上司、同僚、部下、取引先の相手、客など）	●	●	●
	6 通っていた（いる）学校・大学の関係者（教職員、先輩、同級生、クラブ活動の指導者など）	●	●	●
	7 SNSなどインターネット上で知り合った人	●	●	●
	新 医療・福祉関係者	新規	—	●
	8 その他（ ）	●	●	●
	9 まったく知らない人	●	●	●
	問21 問19の被害にあったときの年齢	●	●	●
	問22 問19についてどこ（だれ）に相談したか	●	●	●
	1 やまぐち性暴力相談ダイヤル「あさがお」に相談した	●	●	●
	2 山口県男女共同参画相談センター（配偶者暴力相談支援センター）に相談した	●	●	●
	3 警察に連絡・相談した	●	●	●
	4 法務局・地方法務局、人権擁護委員に相談した	●	●	●
	5 労働局（労働相談窓口）に相談した	●	●	●
	6 市役所・町役場に相談した	●	●	●
	新 電話ホットライン、メール相談、SNS相談などに相談した	新規	—	●
	7 民間の専門家や専門機関（弁護士・弁護士会・カウンセラー・カウンセリング機関、民間シェルターなど）に相談した	●	●	●
	8 医療関係者（医師、看護師など）に相談した	●	●	●
	9 学校関係者（教員、養護教員、スクールカウンセラーなど）に相談した	●	●	●
	10 職場・アルバイトの関係者（上司、同僚、部下、取引先など）に相談した	●	●	●
	11 家族や親戚に相談した	●	●	●
	12 友人・知人に相談した	●	●	●
	13 その他（ ）	●	●	●
	14 どこ（だれ）にも相談しなかった	●	●	●

男女間における暴力等に関する調査設問構成

区分	設問		県		国
			今回 (R6)	前回 (R元)	R 5
性暴力	問23	問22について相談しなかった場合なぜか	●	●	●
		1 どこ（だれ）に相談してよいのか分からなかったから	●	●	●
		2 恥ずかしくてだれにも言えなかったから	●	●	●
		3 相談してもむだだと思ったから	●	●	●
		4 相談するほどのことではないと思ったから	●	●	●
		新 相談したらどうなるかわからず不安が大きかったから	新規	—	●
		5 相談相手の言動によって不快な思いをさせられると思ったから	●	●	●
		6 自分さえがまんすれば、なんとかこのままやっていけると思ったから	●	●	●
		7 自分にも悪いところがあると思ったから	●	●	●
		8 そのことについて思い出したくなかったから	●	●	●
		9 仕返しが怖かったから（もっとひどい暴力や、性的な画像のばらまきなど）	●	●	●
		10 加害者に「誰にも言うな」とおどされたから	●	●	●
		11 世間体が悪いと思ったから	●	●	●
		12 他人を巻き込みたくなかったから	●	●	●
		13 他人に知られると、これまで通りの付き合い（仕事や学校などの人間関係）ができなくなると思ったから	●	●	●
		14 相手の行為は愛情表現だと思ったから	●	●	●
		新 相手の行為が理解できず被害を受けたと思わなかったから	新規	—	●
		15 その他（ ）	●	●	●
	問24	性暴力相談ダイヤルあさがおを知っているか	●	●	
	問25	性暴力相談ダイヤルあさがおを知ったきっかけ（複数回答）	●	●	
	新	A V出演被害防止・救済法について知っているか	新規	—	●
	新	1 知っている	新規	—	●
	新	2 知らなかった	新規	—	●
		聞いたことはあるが、内容はよく知らない			●
	新	A V出演、勧誘を断ることができなかったことがあるか	新規	—	
	新	1 ある	新規	—	
	新	2 ない	新規	—	

男女間における暴力等に関する調査設問構成

区分	設問	県		国
		今回 (R6)	前回 (R元)	R 5
男女間の暴力	◆男女間の暴力について、おたずねします。			
	問26 ある特定の相手からつきまとい等を受けたことがあるか	●	●	●
	つきまといの被害（行為内容）について			●
	つきまといの被害にあったときの年齢（10歳代、20歳代、30歳、40歳代以上）			●
	つきまといの時期はいつか（1年以内、1～3年以内、など6選択肢あり）			●
	つきまといの被害では電子メールやインターネットが使われたか			●
	問27 男女間の暴力をなくすにはどのようなことが必要だと思うか	●	●	
	1 家庭で保護者が子どもに対し、暴力を防止するための教育を行う	新規	—	
	2 学校または大学で児童・生徒・学生に対し、暴力を防止するための教育を行う	新規	—	
	3 地域で、暴力防止のためのネットワークづくりなどを行う	新規	—	
	4 暴力防止のための広報・啓発活動を積極的に行う	新規	—	
	5 暴力をふるったことのある者に対し、二度と繰り返さないための教育を行う	新規	—	
困難な	6 加害者への罰則を強化する	新規	—	
	7 暴力を助長するおそれのある情報（テレビや雑誌、ゲーム、ビデオ、インターネットなど）を取り締まる	新規	—	
	8 その他（ ）	新規	—	
	◆困難な問題を抱える女性への支援について、おたずねします。			
	新 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律を知っているか	新規	—	
	新 抱えたことのある困難な問題はなにか	新規	—	高知
	新 1 家族や同居人からの身体的暴力（なぐられる、けられる、物をなげつけられるなどの身体に対する暴行）	新規	—	高知
	新 2 家族や同居人からの心理的攻撃（大声でどなられる、人格を否定される、大切にしているものを勝手に捨てられるなど）	新規	—	高知
	新 3 自身の障害や疾病	新規	—	高知
	新 4 家族の障害や疾病	新規	—	
	新 5 交際相手からの暴力	新規	—	高知
	新 6 他人からの性暴力・性犯罪被害（性交、身体を触られる、痴漢、盗撮などの同意のない・望まない性的な行為）	新規	—	高知
	新 7 他人からの性暴力・性犯罪被害（SNSを介して性的な画像を送信させられたなど、インターネットを通じた被害）			
	新 8 ストーカー被害（特定の相手からのつきまとい等）	新規	—	高知
	新 9 経済的な困窮（生理用品等の生活必需品が購入できない、生活費を稼ぐためのアルバイトによって学業に支障が出るなど）	新規	—	高知
	新 10 職場におけるパワーハラスメントやセクシャルハラスメント	新規	—	
	新 11 その他（ ）	新規	—	高知
	新 12 特にない	新規	—	高知

男女間における暴力等に関する調査設問構成

区分	設問		県		国
			今回 (R6)	前回 (R元)	R5
問題	新	困難な問題について、誰に相談したか	新規	—	
	新	1 山口県男女共同参画相談センター(配偶者暴力相談支援センター)に相談した	新規	—	
	新	2 警察に連絡・相談した	新規	—	
	新	3 民生委員、児童委員に相談した	新規	—	
	新	4 法務局、人権擁護委員に相談した	新規	—	
	新	5 市役所、町役場に相談した	新規	—	
	新	6 裁判所に相談した	新規	—	
	新	7 電話ホットライン、メール相談、SNS相談などに相談した	新規	—	
	新	8 民間の専門家や専門機関(弁護士・弁護士会、カウンセラー・カウンセリング機関、民間シェルターなど)に相談した	新規	—	
	新	9 医療関係者(医師、看護師など)に相談した	新規	—	
	新	10 学校関係者(教員、養護教員、スクールカウンセラーなど)に相談した	新規	—	
	新	11 職場・アルバイトの関係者(上司、同僚、部下など)に相談した	新規	—	
	新	12 家族や親戚に相談した	新規	—	
	新	13 友人・知人に相談した	新規	—	
	新	14 その他()	新規	—	
	新	15 どこ(だれ)にも相談しなかった	新規	—	
	(無番号)	自由意見	●	●	

山口県男女共同参画推進条例

平成 12 年 7 月 11 日山口県条例第 34 号
最終改正：平成 17 年 7 月 12 日条例第 52 号

目次

前文

第 1 章 総則（第 1 条—第 6 条）

第 2 章 男女共同参画に関する基本的施策（第 7 条—第 19 条）

第 3 章 山口県男女共同参画審議会（第 20 条）

附則

すべての人が性別にかかわらず個人として尊重され、自らの意思によって個性豊かで多様な生き方を選択することができる社会を実現することは、私たち山口県民の願いであり、これまで、国際社会や国内の動向を踏まえた様々な取組が進められてきた。

しかしながら、いまだに、性別による固定的な役割分担意識をはじめ、男女の自由な活動の選択を妨げる要因が根強く残っている。

このような状況の中で、今後、少子・高齢化の進展等、社会の急速な変化に的確に対応しつつ、男女平等を基礎とし、男女が社会のあらゆる分野において共に参画し、共に責任を分かち合うことのできる県づくりを進めていくことは、重要な課題である。

ここに、私たちは、男女が、互いにその生き方を尊重し、共に喜びを分かち合うことのできる、豊かで活力に満ちた山口県を目指すことを決意し、男女共同参画の取組を総合的かつ計画的に推進するため、この条例を制定する。

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は、男女が性別にかかわらずその個性と能力を十分に発揮することができる機会を確保することが極めて重要であることに鑑み、男女共同参画の推進について、基本理念を定め、並びに県、事業者及び県民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この条例において「男女共同参画」とは、男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画し、かつ、共に責任を担うことをいう。

2 この条例において「積極的改善措置」とは、前項に規定する活動に参画する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

（基本理念）

第 3 条 男女共同参画は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が直接又は間接に性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、推進されなければならない。

2 男女共同参画の推進に当たっては、社会における制度又は慣行が性別による固定的な役割分担等を反映して男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことがないように配慮されなければならない。

3 男女共同参画は、男女が県その他の団体における施策又は方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、推進されなければならない。

4 男女共同参画は、家族を構成する男女が相互の協力と社会の支援の下に子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動と当該活動以外の活動とを両立して行うことができるようにすることを旨として、推進されなければならない。

5 男女共同参画は、生涯にわたる妊娠、出産その他の生殖に関する事項に関し、自らの決定が尊重されること及び健康な生活を営むことについて配慮されることを旨として、推進されなければならない。

6 男女共同参画の推進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画は、国際社会の動向を勘案して、推進されなければならない。

(県の責務)

第4条 県は、前条に規定する男女共同参画の推進についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、その事業活動に関し、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に自ら努めるとともに、県が実施する男女共同参画に関する施策に協力する責務を有する。

(県民の責務)

第6条 県民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に寄与するように努めなければならない。

2 県民は、男女共同参画を阻害するようなセクシュアル・ハラスメント（他の者を不快にさせるような性的な言動をいう。）及び男女間の暴力的行為（身体的又は精神的な苦痛を著しく与える行為をいう。）を根絶するように努めなければならない。

第2章 男女共同参画に関する基本的施策

(基本計画)

第7条 知事は、男女共同参画に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画の推進に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 基本計画は、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 知事は、基本計画の案を作成しようとするときは、あらかじめ、県民の意見を反映することができよう適切な措置を講ずるものとする。

4 知事は、基本計画を策定するに当たっては、あらかじめ、山口県男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）の意見を聴かななければならない。

5 知事は、基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 前3項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(市町男女共同参画計画の策定に関する助言等)

第8条 知事は、市町に対し、当該市町の区域における男女共同参画に関する施策についての基本的な計画の策定に関し、技術的な助言、情報の提供等を行い、又は当該技術的な助言、情報の提供等を行うため必要な資料の提出を求めることができる。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第9条 県は、男女共同参画に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画の推進に配慮するものとする。

(調査研究)

第10条 県は、男女共同参画に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するものとする。

(県民の理解を深めるための措置)

第11条 県は、広報活動等を通じて、基本理念に関する県民の理解を深めるように適切な措置を講ずるものとする。

(男女共同参画推進月間)

第12条 事業者及び県民の間に広く男女共同参画に対する関心と理解を深めるとともに、積極的に男女共同参画の推進に関する活動を行う意欲を高めるため、男女共同参画推進月間を設ける。

2 男女共同参画推進月間は、毎年10月とする。

3 県は、男女共同参画推進月間の趣旨にふさわしい事業を実施するものとする。

(男女共同参画に関する教育及び学習の振興)

第13条 県は、県民があらゆる機会を通じて男女共同参画に対する関心と理解を深めることができるようにするため、学校教育及び社会教育における男女共同参画に関する教育及び学習の振興に必要な措置を講ずるものとする。

(民間活動に対する支援)

第14条 県は、事業者又は県民が行う男女共同参画の推進に関する活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(推進体制の整備)

第15条 県は、国、市町、事業者及び県民と連携しつつ、男女共同参画に関する施策を積極的に推進するための体制を整備するものとする。

2 県は、男女共同参画に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(年次報告)

第16条 知事は、毎年、県議会に、男女共同参画の推進の状況及び男女共同参画に関する施策について報告するとともに、これを公表しなければならない。

(事業者の報告)

第17条 知事は、この条例の施行に関し必要があると認めるときは、事業者に対し、男女の就業状況その他必要な事項に関し報告を求めることができる。

(苦情の申出の処理)

第18条 知事は、県が実施する男女共同参画に関する施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策に関する事業者又は県民からの苦情の申出の適切な処理に努めるものとする。

2 知事は、前項の申出のうち特に必要があると認められるものについては、審議会の意見を聴くものとする。

(相談の申出の処理)

第19条 知事は、関係行政機関と協力して、性別による差別的取扱いその他の男女共同参画の推進を阻害する要因による人権の侵害に関する事業者又は県民からの相談の申出の適切な処理に努めるものとする。

2 知事は、前項の申出を処理する職員(以下「男女共同参画相談員」という。)を置くものとする。

3 男女共同参画相談員は、次に掲げる事務を行う。

一 事業者又は県民の相談に応ずること。

二 申出の処理のために必要な調査、指導及び助言をすること。

三 前2号に掲げるもののほか、関係行政機関への通知その他申出の処理のために必要な措置を講ずること。

4 知事は、第1項の申出のうち必要があると認めるものについては、審議会の意見を聴くことができる。

第3章 山口県男女共同参画審議会

第20条 男女共同参画に関する重要事項についての調査及び審議並びに男女共同参画に関する施策又は男女共同参画に影響を及ぼすと認められる施策についての建議に関する事務を行わせるため、審議会を置く。

2 審議会は、委員20人以内で組織する。

3 男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の10分の4未満としないものとする。

4 委員は、学識経験を有する者のうちから、知事が任命する。

5 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営について必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成12年10月1日から施行する。

(附属機関の設置に関する条例の一部改正)

2 附属機関の設置に関する条例(昭和28年山口県条例第51号)の一部を次のように改正する。

別表知事の部山口県女性問題対策審議会の項を削る。

附 則 (平成17年条例第52号)

この条例は、平成18年3月20日から施行する。

山口県男女共同参画審議会規則

平成12年9月29日山口県規則第141号

(趣旨)

第1条 この規則は、山口県男女共同参画推進条例（平成12年山口県条例第34号。以下「条例」という。）第20条第5項の規定に基づき、山口県男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(任期)

第2条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第3条 審議会に、会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 審議会の会議（以下この条及び第7条第3項において「会議」という。）は、会長が招集する。

2 会議の議長は、会長をもって充てる。

3 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

4 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第5条 審議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。

3 部会の会議は、会長が招集する。

4 部会の議長は、部会に属する委員が互選する。

5 前条第3項及び第4項の規定は、部会の会議に準用する。

(専門委員会)

第6条 審議会は、条例第19条第4項の規定により知事から意見を聴かれた事項を調査審議するため、専門委員会（以下「委員会」という。）を置くものとする。

2 委員会に属すべき委員は、会長が指名する。

3 委員会に委員長を置き、委員会に属する委員の互選によってこれを定める。

4 委員長は、委員会の事務を掌理する。

5 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、委員会に属する委員のうちから委員長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

6 委員会の会議は、会長の承認を受けて委員長が招集する。

7 第4条第2項から第4項までの規定は、委員会の会議に準用する。

8 審議会は、その定めるところにより、委員会の決議をもって審議会の決議とすることができる。

(参与)

第7条 審議会に参与若干人を置く。

2 参与は、県議会議員及び関係行政機関の職員のうちから知事が委嘱する。

3 参与は、会議に出席し、発言することができる。

4 第2条の規定は、参与の任期について準用する。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、環境生活部男女共同参画課において処理する。

(その他)

第9条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成12年10月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成13年4月1日から施行する。